

介護保険をご利用

2016年4月現在（介護報酬改定により変更となることがあります）

利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）の1割または2割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

【料金表 —基本料金—】

（6級地 1単位 10.42円）

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
訪問看護料	3,230円	4,824円	8,481円	11,639円
1割	323円	482円	849円	1,164円
2割	646円	965円	1,697円	2,328円

*基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し
深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

*20分未満をご利用の方は、週1回以上20分以上の訪問看護を実施している方に限られます。

【料金表 —加算—】

	緊急時訪問 看護加算 (5,626円/月)	特別管理加算		長時間訪問 看護加算 (3,126円/回)	サービス提供体制 強化加算 (62円/回)
		I (5,210円/月)	II (2,605円/月)		
要件	利用者様の同意を得て、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じてする場合	厚生労働大臣の定めた状態に該当する場合		特別管理加算の対象となる利用者様に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合	厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所に対する加算
1割	563円	※1 参照	※2 参照	313円	7円
2割	1,126円	521円	261円	626円	13円
	初回加算 (3,126円/回)	複数名訪問看護加算		ターミナルケア加算 (20,840円)	
		30分未満 (2,646円/回)	30分以上 (4,188円/回)		
要件	新規に訪問看護計画を作成した場合	次の①～③に該当する場合 ①利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合 ③他利用者様の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合		※3 参照	
1割	626円	265円	419円	313円	
2割	1,251円	530円	838円	626円	

*特別管理加算の対象となる状態とは以下の通りです

*1 特別管理加算 I 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用

している状態、在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者に対して、訪問看護、又は介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を実施した場合。

*2 特別管理加算Ⅱ

- ・・・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態にある利用者に対して、訪問看護又は介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を実施した場合。

*3 ターミナルケア加算算定要件

- ・・・①24時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定訪問看護を行うことが出来る体制を整備していること
- ②ターミナルケア体制を届けていること
- ③死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
- ④主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画および支援体制について利用者様およびその御家族に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること
- ⑤ターミナルケアの提供について、利用者様の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること
- ⑥訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡判断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等

その他費用

訪問に要する交通費 (実施地域内は無料)	通常の事業の実施地域を超えた地点から、一律 515円 の実費となります。尚、やむを得ず車で訪問した場合において、駐車場がなく、有料パーキングに停めた場合、別途料金が発生する場合がございますので、ご了承下さい。
死後処置	死後処置を行った場合は、処置料として 10,300 円自費で頂きます。

キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡下さい。

- ・ご利用の 24 時間前までに、ご連絡いただいた場合 — 無料
- ・ご利用の 12 時間前までに、ご連絡いただいた場合 — 当該基本料金の 20%
- ・ご利用の 12 時間前までに、ご連絡がなかった場合 — 当該基本料金の 50%

医療保険をご利用

利用料金

医療保険からの給付サービスを利用する場合は、お手持ちの医療保険受給者証により負担額が変わります。訪問看護が適用対象の公費負担医療受給者証をお持ちの方は、利用者負担額はそれぞれの限度額までとなります。

【 月初めの訪問看護療養費 】

負担割合	基本療養費 (5,550円)	+	管理療養費 (7,400円)	=	自己負担 (月初め)
1割	555円	+	740円	=	1,295円
2割	1,110円	+	1,480円	=	2,590円
3割	1,665円	+	2,220円	=	3,885円

【 2日目以降の訪問看護療養費 】

負担割合	基本療養費 (5,550円)	+	管理療養費 (2,980円)	=	自己負担 (2日目以降、1日につき)
1割	555円	+	298円	=	853円
2割	1,110円	+	596円	=	1,706円
3割	1,665円	+	894円	=	2,559円

【 週4日目以降の訪問看護療養費 】

負担割合	基本療養費 (6,550円)	+	管理療養費 (2,980円)	=	自己負担 (週4日目以降、1日につき)
1割	655円	+	298円	=	953円
2割	1,310円	+	596円	=	1,906円
3割	1,965円	+	894円	=	2,859円

※医療保険による訪問は週3日までです。ただし、※1 または※2 に規定される状態の方については週4日以上の訪問が可能です。

【 その他の主な療養費・加算 】

	情報提供療養費 (1,500円/月)	24時間対応 体制加算 (5,400円/月)	特別管理加算		複数回訪問看護加算	
			重症度(I) (5,000円/月)	重症度(II) (2,500円/月)	1日に2回 訪問した場合 (4,500円/日)	1日に3回 訪問した場合 (8,000円)
要件	市町村に療養状況について情報を提供した場合	事業所が24時間対応体制にある場合(電話等で意見を求められた場合常に対応し、必要に応じて緊急の訪問看護を行う体制)	厚生労働大臣の定めた重症者の状態に該当する場合(※1参照)		※1の状態にある場合 ※2の疾病の場合 特別訪問看護指示書による訪問の場合	
1割	150円	540円	500円	250円	450円	800円

2割	300円	1,080円	1,000円	500円	900円	1,600円
3割	450円	1,620円	1,500円	750円	1,350円	2,400円
	複数名訪問看護 加算（看護師） （週1回/4,300円）	複数名訪問看護 加算（准看護 師） （週1回/3,800円）	複数名訪問看護 加算（看護補助 者） （週1回/3,000円）	長時間訪問 看護加算 （週1回/5,200円）	緊急加算 （2,000円）	在宅患者連携 指導加算 （3,000円）
要件	1人の看護師による訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当する場合 ※1の状態にある場合 ※2の疾病の場合 特別訪問看護指示書による訪問の場合			※1の状態にある場合 特別訪問看護指示書による訪問、15歳未満の超重症児又は準超重症児で訪問時間が90分を超過した場合	病状急変時、医師の求めにより医師、ケアマネージャー、薬剤師等と共同で訪問し、カンファレンス後、必要な指導を行った場合	訪問診療を行っている医師、歯科医師、薬剤師などと連携し指導した場合は
1割	430円	380円	300円	520円	200円	300円
2割	860円	760円	600円	1,040円	400円	600円
3割	1,290円	1,140円	900円	1,560円	600円	900円
	退院時共同 指導加算 （6,000円）	退院支援 指導加算 （6,000円）	外泊中の訪問 看護療養費 （8,500円）	退院時共同指導加算 （6,000円）+ 特別管理指導加算 （2,000円）	緊急訪問 看護加算 （2,650円）	夜間・早朝訪問 看護加算 （2,100円）
要件	入院、入所中に、病院と共同で退院指導を行った場合	退院当日に訪問した場合（退院日の訪問看護が必要と医師が認められた方）	退院に向けての外泊中であり※1、※2にあてはまるか又は訪問が必要であると認められた場合	退院後※1の状態にあり、退院時共同指導を行った場合	在宅療養支援病院または、診療所の主治医の指示により計画外の緊急訪問を行った場合	夜間:午後6時～午後10時 早朝:午前6時～午前8時に利用者の求めに応じて訪問した場合
1割	600円	600円	850円	800円	265円	210円
2割	1,200円	1,200円	1,700円	1,600円	530円	420円
3割	1,800円	1,800円	2,550円	2,400円	795円	630円
	深夜訪問看護 加算 （4,200円）	ターミナルケア 加算 （20,000円）	乳幼児加算 （3歳未満） 500円/回	幼児加算 （3歳以上6歳未満） 500円/回		
要件	深夜:午後10時～翌6時に利用者の求めに応じて訪問した場合	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問、かつターミナルケアに係る支援体制について説明した上でケアを行った場合	草加市内在住の方はこども医療適応となるため、保険診療分21,000円/月以内であれば自己負担はありません。その他の地域の方は、担当看護師にお尋ね下さい。			
1割	420円	2,000円	50円			
2割	840円	4,000円	100円			
3割	1,260円	6,000円	150円			

※その他、死後処置を行った場合は、処置料として10,300円自費で頂きます

※1) 特別管理加算の対象となる状態とは、以下の通りです。

重症度Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

重症度Ⅱ：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導若しくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者/人工肛門若しくは人口膀胱を設置している状態にある利用者/真皮を越える褥瘡の状態にある利用者/在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者

※2) 65歳以上で医療保険による訪問看護の対象となる疾患は、以下の通りです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））、多系統委縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天的免疫不全症候群若しくは頸椎損傷の患者又は人工呼吸器を装着している患者

キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡下さい。

- ご利用の24時間前までに、ご連絡いただいた場合 — 無料
- ご利用の12時間前までに、ご連絡いただいた場合 — 当該基本料金の20%
- ご利用の12時間前までに、ご連絡がなかった場合 — 当該基本料金の50%